

障害ある作家どう支援

モデル事業の報告書（愛成会）

社会福祉法人愛成会はこのほど、障害者の芸術活動を支援する厚生労働省のモデル事業の報告書をまとめた。3年間で受けた相談は約1,500件、障害のある作家と福祉施設が契約する際のフォーマットも掲載されている。

3年間で相談対応は1,445件、2014年度207件、2015年度412件、2016年度826件と年々増えた。

このうち作家や家族からは660件、障害者福祉施設・団体からは507件、企業が75件、大学が42件、自治体が20件に上る。

相談内容は、展示機会が461件、創作環境が285件、作品の二次利用が279件、作品の取り扱いが144件、作品の売上が101件だった。

報告書は具体的な相談内容とともに、解決策も提示している。例えば「個展を開催したいので、情報管理と販売の方法を知りたい」という作家からの相談には、画廊と作品の取り扱いについて書面でまとめるよう助言、作品の搬入やチラシの書き方も示し

た。

また、障害者施設から「作家が創作した作品を商品化したが、契約はしていない。契約の締結方法や使用料の支払い方法、相場を教えてほしい」という相談もあった。契約については、弁護士が監修した契約書のフォーマットを提供、また係争リスクを軽減するための契約の進め方についても回答している。

また、ほかの団体が作家に無断で作品を商品化していたケースなどさまざまな相談が寄せられている。

モデル事業はこのほか、人材育成やネットワークづくりなど五つの柱で実施し、報告書にはそれぞれの報告も掲載されている。

愛成会の日岡勇人・事業調整課長は「東京パラリンピックに向け障害者の芸術活動は活発化している。創作活動への権利意識も高めてもらえれば」と話している。

（福祉新聞・第2818号 2017年7月10日）